

一般財団法人 三保松原保全研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人三保松原保全研究所と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

- 2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。  
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、三保松原をはじめとする海岸保安林、森林、都市公園林、街路樹、名木等緑化樹木の樹勢回復技術及び緑化樹木の保全活動を積極的に推進する。

そのため、公民各々の主体が相互に信頼し、話し合い、それぞれの考え、役割、活動を尊重し、最新技術を取り入れながら、知見を高め、蓄積し、水平的協働事業を継続的に実施する。

これらの活動、事業を通じて豊かな自然環境がもたらす都市環境への好循環を科学し、環境教育を通して人々の心身の健全化と地域社会へ貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑化樹木の樹勢回復に関する調査、分析、診断、治療、管理
- (2) 緑化樹木の樹勢回復に関する技術情報及び知識の収集
- (3) 緑化樹木の防除及び観測、計測、個体管理システムの研究開発、運用
- (4) 三保由来後継松の育苗と抵抗性黒松の研究開発
- (5) 黒松関連商品の開発と伐倒処理木の再利用
- (6) 保全団体、企業等による保全活動の研修会と技術的支援
- (7) 緑化樹木の保全事業に関わる専門的な人材の育成
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第6条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

- (1) 設立者 静岡市  
現金 300万円
- (2) 設立者 静岡県  
現金 300万円
- (3) 設立者 はごろもフーズ株式会社  
現金 300万円
- (4) 設立者 鈴與株式会社  
現金 300万円

(5) 設立者 株式会社清水銀行

現金 300万円

(基本財産)

第7条 前条の財産は、第3条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、やむを得ない理由によりその一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第11条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(評議員)

第12条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名をもって構成する評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を選任することはできない。

(1) 当法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人(過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。)

(2) 前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人(過去に使用人になった者を含む。)

3 評議員選定委員会に提案する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

4 評議員選定委員会の運営の細則については、理事会において定める。

5 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第15条 評議員に対して、1日当たり1万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第2節 評議員会

(構成及び権限)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第18条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決

に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上8名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長が欠けた時又は理事長に事故のあるときは、業務執行理事が理事長の職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第25条第1項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

(取引の制限)

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第33条 当法人は、一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、3,000万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第2節 理事会

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第5章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第43条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第6章 附 則

(設立時の評議員)

第45条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 櫻田芳宏 山崎博之 戸野谷宏

(設立時の役員)

第46条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 美濃部雄人 難波喬司 後藤康雄 村上光廣 望月昭宏

設立時代表理事 静岡市清水区桜が丘町1番9号

後藤康雄

設立時監事 望月和義

(設立時の事務所)

第47条 当法人の設立時の主たる事務所は、静岡市清水区三保1338番地の45に置く。

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2020年3月31日までとする。

(設立者の名称及び住所)

第49条 この法人の設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 静岡市葵区追手町5番1号

設立者 静岡市

住 所 静岡市葵区追手町9番6号

設立者 静岡県

住 所 静岡市清水区島崎町151番地

設立者 はごろもフーズ株式会社

住 所 静岡市清水区入船町11番1号

設立者 鈴與株式会社

住 所 静岡市清水区富士見町2番1号

設立者 株式会社清水銀行

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。